



令和3年1月発行

法人ニュース仙南

第56号
2021



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／会長 渡邊 大助

編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>



絆夢花火・青年部会協賛（写真提供／一般社団法人さくら青年会議所）

主な内容

会長挨拶・表彰関連	2	：	事業報告【令和2年9月～令和3年1月】 ...	8～12
特集記事：危機に名経営者はどう立ち向かった!? ...	3	：	お知らせコーナー	
：想定外に負けない！企業づくり ...	4～5	：	（入会案内、インターネットセミナー利用案内）	13
法人会令和3年度税制改正提言＜要約＞ ...	6～7	：	税だより（税務署からのお知らせ） ...	14～15

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助
(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。

日頃より、当会の事業運営にご協力、ご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の流行が発端となり、当会運営につきましては、事業の中止・縮小や各会議開催方法の変更等に伴い大変なご苦労をお掛けいたしました。皆様の多大なる協力を頂戴して、無事に新しい年を迎える事が出来ました。

しかし、まだまだ完全なる終息が見えない中、我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ、未曾有ともいえる危機的事態に直面しております。

により、経済社会活動が大きなダメージを受けている状態にあります。

また、感染収束の見通しが不透明になったことから、企業も個人も新型コロナウイルスの存在を前提とした「新しい日常」ウィズ・コロナへの対応を余儀なくされて、日本のみならず世界を取り巻く経済環境にも大きな影響が及んでいます。

今回のコロナ禍では、ほかにデジタル化対応の遅れや中小企業をはじめとした経営基盤の脆弱さなど我が国経済の弱点があらわになりました。

コロナ収束後に向け、禍を転じて福となすべく規制改革や税財政上の対応を積極的に進め経済再生に取り組まねばなりません。

一方で、ワクチンの開発が進むなど、わずかながら明るい兆しもあります。

それらの活用により、一日も早いコロナ禍の収束を願うもの

でございます。

さて、当会の活動につきましては、本年も公益社団法人として、改正税法説明会や租税教室等の開催による「税に関する知識の普及・納税意識の高揚」を始め、経営セミナー・研修会等の開催による「中小企業の経営支援」青少年育成や恵まれない子供たちへの生活物資の提供等による社会的弱者支援等「社会貢献活動」の三本柱を中心に、地域に密着した活動を積極的に展開してまいります。

最後になりましたが、当会の喫緊の課題の一つに会員増強があります。広く法人会活動を世の中にアピールし、充実した活動を行うためにも、一人でも多くの会員を増やしてまいりたいと考えております。

つきましては、会員の皆様には、当会の事業運営に積極的に参画されとともに、お知らせの非会員の方々に、法人会への加入勧奨を様々な機会を通して実施していただくようお願い申し上げます。

この新しい年が、より佳き年になるよう心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和2年度 大河原税務署長納税表彰受賞

櫻井氏が表彰の
栄誉に輝く

令和二年度における大河原税務署納税表彰式は11月11日に受章者事務所において執り行われました。

申告納税制度の普及発展に努め、納税意識高揚の推進活動の貢献に対して、大河原税務署長より表彰状が授与されました。

(肩書は現役職・敬称略)
大河原税務署長納税表彰

副会長 櫻井 淳一氏



謹賀新年

会長

渡邊 大助(白石)

仙南信用金庫

筆頭副会長

村上 睦夫(白石)

(株)朝文堂

副会長

吉見 光宣(白石)

(株)きち製麺

大木 文孝(角田)

(株)大木組

野口 敬志(柴田)

(株)アステム

櫻井 淳一(大河原)

朝日工業(株)

佐藤 義信(蔵王)

丸山(株)

春日部泰昭(丸森)

(株)春日部組

米澤 光秀(川崎)

(有)米澤製材所

菅井 仁(村田)

(有)マルジン

梅津 政志(七ヶ宿)

(有)クリキク七ヶ宿



危機に 名経営者はどう立ち向かった!?

3歩先を読み、2歩先を視て、1歩先を歩いていく

新型コロナウイルス感染拡大によって、世界的規模で経済が大きく縮小してきている。

経済開発協力機構（OECD）の発表によると、2020年世界経済見通しで実質経済成長率はマイナス7.6%になると予測するとともに、「世界経済は、現在、1930年代の世界大恐慌以来の景気後退を経験している」と分析している。

まさに、「100年に1度の大変な経済危機」に瀕し、日本も、企業の売上高が激減するとともに、倒産・廃業が急増し、企業環境を暴風圏へと巻き込みつつある。

自社経営が暴風雨圏に巻き込まれたら、一たまりもないと自覚する経営者であれば、3歩先を読み、2歩

先を視て、1歩先を歩いていくだけの取り組みを始めていくとはいけない。

今に名を遺す先達のあまたの名経営者は次々と押寄せた相次ぐ危機を乗り越え、現在の会社へと導き、築き上げてきている。

その実体験から滲み出た至言や戦略発想は、時代や環境こそ違え、これからの危機を乗り越えていくだけのヒントを与えてくれて余りあるのである。

本稿では、宅配便サービスの生みの親と言われるヤマト運輸の小倉昌男氏の軌跡から、経営危機を突破していく姿勢を学びたい。

小倉氏が社長に就任した直後、オイルショックに見舞われた。当時の運輸業界は、労働者収益の低い業界で、オイルショックが一段の収益悪化へと陥れた。

小倉氏は業界が非常識とも思える個人向け宅配事業を、それまでの大手企業と後戻りできない退路を断つた覚悟で乗り出したのである。

当時は6kgまでは郵便局で扱い、それを超えたものは荷崩れしないように厳重に梱包して、荷主が荷札をつけて国鉄の最寄り駅に持ち込むのが通例で、しかも相手先への到着は10日間も要していた。今日の個人向け宅配が当たり前からすると、当時、いかに常識を超えた取組みだったことが伺えるのである。

業界では、「小口荷物は、集荷・配達に手間がかかり採算が合わない。小さな荷物を何度も運ぶより、大口の荷物を一度に運ぶ方が合理的で得だ」と、小倉氏の

非常識を冷淡視した。

しかし、小倉氏は、「小口の荷物の方が1kg当たりの単価が高く、小口貨物を多く扱えば収入が増える」との勝算を持って取り組んだ。

が、当時、運輸業免許は都道府県単位に交付する仕組みで、全国一律にサービスを拡大し提供する上では、全国網の免許取得が不可欠だという障害が待っていた。

当時の運輸省（現・国土交通省）が示す「前例がない」という障壁を、苦心を重ね、粘り続けた交渉で乗り越えたのだ。実現への向け「顧客の困り事に応える」という強い信念があったことは想像に難くない。

100年に一度の経済危機。危機に際しては、いたずらに不安がったり、「もうだめだ、無理だ」は禁物であり、経営者にとって気持ちは萎えてしまうことは、先に進む力さえ、失ってしまう。

先の小倉氏の取組みのよ

うに、自社の強みを最大限に活かし、顧客の困りごとに応えることを第一に考え抜き、生み出していくこと以外にはないのだと心得て、取り組んでいきたいものです。

「できない」言い訳ばかりを考えていて、淘汰という結果しかもたらさないものであり、経営者として「先に光が見える仕組み」を早く産み出す外にはないのだ。

この危機も、企業が強い企業マインドと高い英知・工夫で乗り切っていくものだと確信する。

3歩先を読み、2歩先を視て、1歩先を歩いていくだけの取り組みを始めていくのではない。愚直に取り組めば、道は必ず拓ける。

経営者には、これまで経営を成り立たせてきたように、「力がある」「知恵がある」「率先実行するスピードがある」。

自信と誇りをもって1歩先を歩み出そう！

想定外に負けない！企業づくり

緊急事態宣言の解除後も、

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の威力は、拡大し続けています。

「ワクチンが開発されなければ終息は望めない！」という声もありますが、既に多くの中小企業にはそんな時間の余裕はありません。

厳しい時期が長くなれば、その分、企業は体力を失っていきます。

では、どうすればこの厳しい局面を乗り切ることができるでしょうか。

企業を取り巻く 社会の動向

東京商工リサーチが7月8日に発表した6月の企業倒産件数（負債1千万円以上）は、前年同月比6.3%増の780件と今年最多

となりました。

その内、新型コロナウイルス関連の倒産は94件と、2月以降最も多い件数になりました。しかし、倒産原因は、

本当にコロナウイルスによるものなのでしょうか？

中小企業の業況を見てみると、平成27年度国税庁データでは、企業数における

大企業の割合は0.3%。残りの99.7%が中小企業

とされ、その中で、黒字の中小企業は35.4%で、大

多数を占める64.3%の中小企業が赤字だということです。

社員の皆さんは、自社の財務状況を把握していますか。確かに、コロナウイル

スは企業に大きな打撃を与えました。

ですが、倒産原因を正し

く分析してみれば、コロナウイルスが発生する前から、経営不振の企業も少なくないということが想定されます。

企業を取り巻く問題や課題は、他にもあります。

1つは、少子高齢化による生産年齢人口減少の問題です。

今年の8月5日に総務省が発表した人口動態調査では、1月1日時点での日本

人は1億2427万1318人。前年から50万5046人減り、2009年から

11年連続となりました。

そして、15〜64歳の生産年齢人口は日本人全体の59.3%と、こちらも3年連続

で6割を切り、過去最低を更新しました。

つまり、生産年齢人口が

減少すれば、国内のGDPが低下する可能性が高いということです。

2つ目は、AIです。

2015年12月に、㈱野村総合研究所は、国内601種類の職業について、人

工知能やロボット等で代替される確率を試算しました。

その結果、10〜20年後に、日本の労働人口の約49%が

就いている職業において、代替することが可能という

推計結果が得られたと発表しました。自身が担っている

仕事は、AIには代替え出来ない付加価値を持った

ものでしょうか。

3つ目は、働き方改革です。『働き方改革関連法』

は、2019年4月から施行されました。この法律は、

「長時間労働の是正」、「正規・非正規の不合理な処遇

差の解消」、「多様な働き方の実現」という3つが柱

になっています。

新たな働き方を進める中で、皆さんは今まで以上の生産性を向上させることが

できるでしょうか。

想定外を見据える

ここ数年、『想定外』という言葉をよく耳にします。

しかし、経営者の皆さんは日頃から広い知識を駆使し、物事の本質を見定めな

がら、想定外の事態を招かぬよう、未来に向けて自社の

方向性を定めているはずで、こうした問題にも対策

を立てているはずです。

とすれば、倒産に至る要因は、社会情勢が激しく変

化していくにも拘わらず、企業体制が変わらない、あ

るいは変えようとならないからではないでしょうか。

もちろん、どんなに対策を立てても、想定した以上の『想定外』は起こりうる

ものです。

2020年、多くの日本国民は、血沸き肉躍る熱い

夏を迎えるはずでした。1964年以来56年ぶりとなる

夏季五輪の開催都市が東京に決定したのは、201

3年9月のこと。

今もIOCのジャック・ロゲ会長が「Tokyo」と発表したシーンや、その年の流行語大賞にもなった「お・も・て・な・し」というプレゼンションは、記憶に新しいものでしょう。

しかし、コロナウイルスという未知なるものの出現により、残念ながら開催は一年先に延期となりました。

これは、想定した以上の『想定外』にあたるものかもしれません。しかし、私がかねてから、企業で行う研修において、『東京五輪後の経済』を想定して話をしてきました。

五輪開催国は、会場の建設やインフラ整備拡充を始め、観光などに関わる業界は需要が拡大する見込みがあります。

事実、東京五輪決定後の日本でも、各競技場の建設やインフラ事業の整備拡充、外国人観光客増加による旅行業界や宿泊施設の需要が伸び、ひいては雇用促進に

もつながりました。

その反面、開催後には経済刺激効果は消失し、一変して経済成長率が鈍化するのではないかと言われてきました。

1964年夏季五輪後の1965年では、高度成長期の最中にも拘わらず、『昭和40年不況』とも呼ばれ、日本の実質経済成長率（実質GDP増加率）は、1964年11.2%でしたが、1965年には5.7%まで鈍化しました。

その原因は、五輪開催によるものばかりではありませんが、過去の多くの五輪開催国でも開催後には同じような経済の鈍化がみられました。

今回のコロナウイルスによる経済への影響は、東京五輪後の経済低迷とは比較にならないものかもしれません。

そして、最大の問題は今が経済低迷の底ではないということです。

企業は第二波、第三波に

備え、全社員が自己の役割から事業継続のために、想定以上の『想定外』の事態を見据え、何を行うべきなのかということを今、考えなければいけないのです。

有事を想定する意識と行動

コロナ禍でも、全ての企業が低迷しているわけではありません。

直接的な打撃を受けた業界ですら、顧客ニーズを掴み、奮闘している企業もあります。

例えば、インバウンドが望めないホテルでは、ビジネスパーソン対象にネット環境の整ったオフィスとしての提供を始めました。

飲食店では、テイクアウト用のお弁当販売や、キッチンカーでの販売、またクラウドファンディングを活用して、お客様に支援して頂くなど様々な取り組みをしています。

また、自社のコアな部分を活用して、コロナウイル

ス対策として、新たな製品を素早く製造する企業もあります。

クリーンルームを持つ企業では、紙マスクの製造を始めました。

また、プレカット工場を持つ建材店では、飛沫防止用のクリアパネルを製造しています。企業研修を行っている弊社でもZoom研修を始めました。

企業のみならず、個人レベルでも同様の動きがみられます。

業界によっては、緊急事態宣言を機にテレワークが始まり、急遽、自宅が職場となった人も多かったと思います。

そんな中、仕事と家庭の板挟みにパフォーマン스가下がる人もいれば、自己規律を設け、今まで以上に成果を出す人もいます。

また、どちらかと言えば、ワークライフバランスは、女性に限っての働き方と想っていた男性が、子育てに関わりながら仕事をする

中、バランスが保てない人もいれば、パートナーの頃の頑張りに気づき、パートナーと役割分担を見直す人もいます。

いずれにしても、想定外の事態が発生した時こそ、本来の企業の強さや個人の力量が見えてくるのです。今後も様々な社会の動向により、企業や個人にとって、想定以上の事態が増えることでしょう。

地震や豪雨、台風といった自然災害の多発も想定されます。

それらに対して、『想定外』とか『100年に一度の：』という言葉で、「仕方がない」とごまかし、思考停止に陥るということはないでしょうか。

コロナ禍を好機として、日頃から5年、10年、20年先を見据えながら、「有事を想定する意識」そして、「有事だからこそその素早い行動」に心して取り組み、『想定外』に負けない企業をつくり上げましょう。

令和3年度税制改正提言

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性のある支援と税制措置を！

白石市・菊地正昭副市長へ税制改正を提言(令和2.11.27)



1. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。

せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染症と経済活性化の両立を図っていかねばならない。

とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

(1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金

法人会はこのほど、令和3年度の税制改正に向けた提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めた提言活動を開始しました。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えず、長期化が見込まれる中で、法人会は足元では感染対策と経済活性化の両立を図ることが求められるとした上で、経営基盤が脆弱な中小企業に効果的な支援措置を講ずるよう求めました。さらに、今次のコロナ対策で赤字国債が追加発行され、一段と財政悪化は急速かつ深刻化していることを指摘し、本格的な税財政改革に取り組むよう、強く求めました。

紙幅の関係上、抜粋要約掲載いたします

力の弱い中小企業はすでに限界にきている。

中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。

その際、国や地方は一般的な支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピードリーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナウイルス拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速

な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。

すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給

付及び負担のあり方を見直す。

- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかにあり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。

これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しな

なければならぬ。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。

さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する

と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

- ④ 役員給与の損金算入の拡充

役員給与は原則損金算入とすべき。

- ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

2. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。

このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

- (2) 相続時精算課税制度の特例控除額（2,500万円）を引き上げる。

令和2年8月～12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事業	会議等
8	(一) 角田/税のPR活動(夏まつり)〈中止〉	
9	●会員増強特別月間(9～12月) (16) 親善ゴルフ大会 (25) 租税教室講師養成研修 (一) 白石/税のPR活動(秋季川干し清掃)〈中止〉	(4) 第2回理事会(含:合同委員会・福利厚生連協) (10) 支部事務担当者会議 (25) 組織・厚生合同委員会
10	(一) 改正税法説明会〈中止〉 (19) 七ヶ宿支部:税制改正セミナー (22) 青年部会/社会貢献事業(絆夢花火)協賛 ・各支部/税のPR活動 ・蔵王〈中止〉・大河原〈中止〉・川崎〈中止〉・村田〈中止〉	(6) 白石支部役員会 (7) 租税教室打合せ/青年部会(白石・刈田) (8) 法人会全国大会・岩手〈中止〉 (15) 女性部会正副部会長会議 (29) 中間決算監査会 (29) 租税教室打合せ/女性部会(大河原)
11	《税を考える週間:11～17日》 (10) 七ヶ宿支部:働き方改革セミナー・経営管理セミナー (一) 新設法人説明会〈中止〉 (12) 社員研修会「Zoom研修会」 (13) 女性部会/冬の節電啓発事業 (13) 女性部会/災害復興支援事業(手指消毒剤寄贈) (一) 年末調整説明会〈中止〉 (一) 仙南ひまわり会講演会〈中止〉 租税教室(17) 大河原南小・(18) 大平小 (27) 税制改正要望陳情	(一) 納税表彰式〈中止〉 (6) 全国青年の集い・島根〈中止〉 (11) 租税教室打合せ会/女性部会(白石) (13) 租税教室打合せ会/青年部会(全体) (25) 全国女性フォーラム・愛媛〈中止〉 (30) 女性部会途上国支援打合せ(角田・丸森)
12	租税教室 (1) 柴田小・(8) 枝野小・(16) 福岡小・(17) 前川小 (11) 青年部会経営講演会 (一) 法人税申告等に係る説明会(下半期)〈中止〉	(3) 広報委員会 (8) 租税教室打合せ会/女性部会(川崎) (11) 青年部会役員会
1	(一) 新春講演会〈中止〉 (8) 丸森支部:働き方改革セミナー (27) 女性部会/税に関する絵はがきコンクール選考会・研修会	(一) 新年賀詞交歓会〈中止〉 (27) 女性部会役員会
2	(22) 特別講演会(青年部会主催)	(5) 支部事務担当者会議
3	(確定申告時期) 税に関する絵はがき作品パネル展示	() 総務委員会、事業委員会、組織委員会、厚生委員会 () 第3回理事会

※予定表は現在の状況であり、新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合もございます。

1. 親会の活動状況

【改正税法説明会・新設法人説明会・年末調整説明会法人税申告等に係る説明会について中止のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、参加者の皆様の安全面を最優先とし大河原税務署との共催事業(改正税法説明会・新設法人説明会・年末調整説明会・法人税申告等に係る説明会)につきましては、今年度は中止とさせていただきます。開催の際は、改めてご案内させていただきます。

※各種説明会資料はご希望の方へ無料にてご郵送させていただきます。事務局までご連絡ください。



【社員研修会】

- ・実施日：令和2年11月12日
- ・場 所：Cafe & コワーキングkitai (柴田)
- ・講 師：晋山孝善氏 (ジェットインターネット株式会社)
- ・テーマ：Zoom研修会
- ・参加者：14名

WebツールZoomの基本的な使い方やPCでのミーティング活用法等の研修会実施。



異業種交流会による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

- ・実施日：令和2年9月16日
- ・場 所：表蔵王国際ゴルフクラブ(柴田)
- ・参加者：14名



優勝者：櫻中辰則氏



健康増進並びに、会員親睦を深めました。

2. 青年部会活動模様

【社会貢献活動】

- ・実施日：令和2年10月22日
- ・場 所：仙南法人会事務所・井丸ビル6階
- ・寄贈先：一般社団法人さくら青年会議所

「コロナ禍で活力が低下している地域の皆様に明日への活力を高めてもらうこと」を目的に、さくら青年会議所が主催者となって、地域団体が手を取り合い、11月21日(土)19時30分から大河原町と村田町の2か所の会場で「kizuna～夢花火～」99発の花火を打ち上げました。仙南法人会青年部会も本事業に協賛(内訳：10万円)しました。



大泉部会長から菅野理事長へ贈呈



【経営講演会】

- ・実施日：令和2年12月11日
- ・場 所：仙南シンケンファクトリー (角田)
- ・講 師：大河原税務署長 伊藤武弘氏
- ・テーマ：税務署の仕事あれこれ
- ・参加者：21名

主な内容は適正な課税を維持するため、申告が適正かどうかの調査や検査。納付されていない場合には、税金の督促滞納整理等をおこなっておりますので、調査の際にはご協力をお願いします。講演後は質疑の場を設けました。



3. 女性部会活動模様

【災害支援事業・支援物資寄贈】

・実施日：令和2年11月13日 ・寄贈先：大河原町（内訳：町内小学校） ・支援内容：手指消毒剤



八重樫部会長から齋町長へ新型コロナウイルス感染予防グッズ・児童の手指に負担の少ない・グリセリン配合の手指消毒剤を寄贈。

【節電啓発事業（いちごプロジェクト）】

・実施日：令和2年11月13日 ・場 所：さくらデイサービス ・活動内容：防寒グッズ（ブランケット寄贈）



・「無理のない節電を」と節電リーフレット・防寒グッズ（ブランケット）を配布し、啓発活動を実施。

ビックハートネットワーク寄贈

【令和元年東日本台風に対する寄贈】

この事業は法人会の福利厚生制度である「経営者大型総合保障制度」の紹介運動として、両者が一定額を寄付金として積み立てる「ビックハートネットワーク」によるものです。

★角田市

・実施日：令和2年10月21日

一般社団法人宮城県法人会連合会、公益社団法人仙南法人会は大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱とともに、角田市へ（内訳：60万円）を寄贈しました。10月21日角田市役所を宮城県法人会連合会・大川明雄厚生委員長、仙南法人会大木文孝副会長らが訪れ、黒須貫市長に目録を手渡しました。



★丸森町

・実施日：令和2年11月5日

一般社団法人宮城県法人会連合会、公益社団法人仙南法人会は大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱とともに、丸森町へ（内訳：60万円）を寄贈しました。11月5日丸森町役場を宮城県法人会連合会・大川明雄厚生委員長、仙南法人会春日部泰昭副会長らが訪れ、保科郷雄町長に目録を手渡しました。



4. 各支部における経営支援活動

●経営セミナー等開催状況

【七ヶ宿支部】

- ・実施日：①令和2年10月19日
- ・場 所：七ヶ宿支部開発センター2階集会室
- ・テーマ：税制改正セミナー
- ・講 師：三滝郁男氏（税理士）
- ・参加者：5名

- ・実施日：②令和2年11月10日
- ・場 所：七ヶ宿支部開発センター2階集会室
- ・テーマ：働き方改革セミナー
- ・講 師：横尾徳仁氏（中小企業診断士）
- ・参加者：6名

- ・実施日：③令和2年11月10日
- ・場 所：七ヶ宿支部開発センター2階集会室
- ・テーマ：経営管理セミナー
- ・講 師：横尾徳仁氏（中小企業診断士）
- ・参加者：6名

【丸森支部】

- ・実施日：④令和3年1月8日
- ・場 所：国民宿舎あぶくま荘
- ・テーマ：働き方改革Q&Aでわかる実務のギモン
- ・講 師：蔵中一浩氏（特定社会保険労務士）
- ・参加者：13名



5. 各種会議

【第2回理事会・合同委員会・福利厚生制度連絡協議会】

- ・実施日：令和2年9月4日
- ・場 所：ベネシアンホテル白石蔵王



【支部事務担当者会議】

- ・実施日：令和2年9月10日
- ・場 所：まちづくりオーガ・イベントホール



【組織・厚生合同委員会】

- ・実施日：令和2年9月25日
- ・場 所：まちづくりオーガ・イベントホール



【広報委員会】

- ・実施日：令和2年12月3日
- ・場 所：まちづくりオーガ・イベントホール



青年部会・女性部会による租税教室模様

仙南エリアの小学校6校の小学6年生を対象に、税の意義や役割についてアニメやクイズ等を用いて楽しくわかりやすい租税教室を開催。併せて、1億円レブリカで「1億円重量あてクイズ」を実施。

【青年部会による租税教室】

★柴田町立柴田小学校

- ・実施日：令和2年12月1日
- ・受講者：7名



★角田市立枝野小学校

- ・実施日：令和2年12月8日
- ・受講者：20名



★白石市立福岡小学校

- ・実施日：令和2年12月16日
- ・受講者：23名



【女性部会による租税教室】

★大河原町立大河原南小学校

- ・実施日：令和2年11月17日
- ・受講者：36名



★白石市立大平小学校

- ・実施日：令和2年11月18日
- ・受講者：26名



★川崎町立前川小学校

- ・実施日：令和2年12月17日
- ・受講者：6名



お知らせコーナー

1. 会員加入勧奨のお願い

●法人会は「よき経営者を目指す」ための全国組織です。

「もっと積極的な経営をめざしたい！正しい税務知識を身につけたい！」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。税のオピニオンリーダーとしての活動や、会員の研鑽を目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。

経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、まだ入会されていない事業所等がありましたら、是非ご紹介ください。

●入会の特典

- ①経営知識、税関連のセミナー等の無料受講、資料提供
- ②福利厚生制度の充実（法人会向けの各種保険の団体加入扱い、健康診断の割引制度）
- ③異業種交流によるビジネスチャンスの拡大等

2. インターネットセミナーの利用について

●法人会では、経営・人材育成・IT・労務・財務等21種のカテゴリーで850余のコンテンツを登録したインターネットセミナーを無料でご覧いただけます。

経営戦略、社員教育、自己研鑽等にご利用ください。（会員ID：hj1219 パスワード：5372）

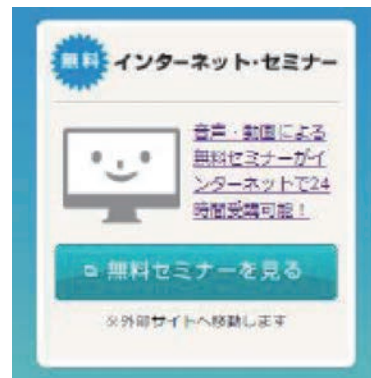
会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

仙南法人会ホームページから、音声・動画による会員無料のセミナーがインターネットで24時間受講可能です。

新型コロナウイルス感染症関連内容、経営や人材育成、経理、法律、健康、政治経済など、幅広いラインナップをご用意しております。ぜひ活用ください！

◎下記のID・パスワードを入力し、
ご視聴ください。

ID：hj1219 パスワード：5372



●お勧め

あなたの会社の準備はお済みですか？
コロナ禍で求められる労務の備え

●お勧め

SDGs をめぐる動き

●お勧め

テレワーク時代のスタンダード
「Zoomミーティング」活用セミナー

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 《今日に集中する》 57秒の元気術	松崎 俊道	4分	一般経営	中小企業が知っておきたい “AI”のこれから	加藤 忠宏	41分
	困難でも折れない心を持つための7つの思考	川崎 雄司	48分		雇用調整助成金で危機を乗り切ろう！申請書類作成のポイント	荒木 康之	61分
	With コロナ時代の現場本質型思考力伝達コミュニケーション	川崎 雄司	58分		コロナショックを乗り切る！中小企業の資金繰り術	横山 悟一	59分
	オンライン会議に最適 「Cisco Webex ミーティング」活用セミナー	岩見 誠	18分		～緊急解説！2次補正予算対応版～ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策	井手美由樹	60分
	今知りたいグリーフケアって何？	石井亜由美	36分		無料集客ツールGoogle mapの活用術	加藤 忠宏	47分
労務	社長の「想い」が次世代につながる カンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
	改正労働基準法で今すぐ始める べき実務対応のポイント	赤澤 将	43分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
健康	NEW 日中に運動する～ 睡眠負債解消法3	矢間 あや	3分		認知症で困らない！ 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
法律	ここだけ抑える！民法改正 相続法（事業承継）編	加藤美香保	35分	経済政治	知られざる北朝鮮の実情	西岡 省二	21分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。（★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です）

令和2年分

国税庁

確定申告

ご来場を検討されている方へ
～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避ける

- ☑ ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Tax
- ☑ 作成手順は国税庁の動画サイトでチェック！

密を作らない

- ☑ 確定申告会場の混雑緩和のため
会場への入場には「入場整理券」が必要です
- ☑ 整理券は各会場で当日配付。LINEから事前発行もしています



確定申告特集ページ



国税庁
LINE 公式アカウント

申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税 令和3年3月15日(月)まで
消費税および地方消費税(個人事業者) 令和3年3月31日(水)まで

詳しくは

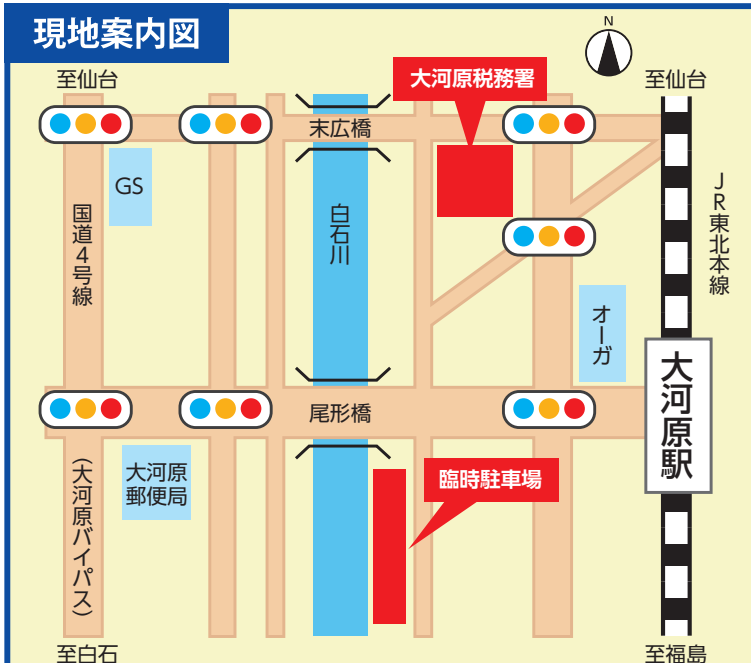
確定申告

検索

申告義務のない方が行う還付申告は5年間提出することができます。

年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税)により還付を受ける方などがこちらに該当します。

現地案内図



○申告書作成会場

大河原税務署
柴田郡大河原町大谷字末広 12-1
0224-52-2202 (代表)

○設置期間

令和3年2月1日(月)から
3月15日(月)まで
※土曜日・日曜日・祝日等を除きます。

○開設時間

午前9時から午後5時まで

○留意事項

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

なお、入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

大河原税務署

申告書作成会場は大変混雑します。ご自宅のパソコンで申告書の作成を!!

e-Taxで申告する方法には「マイナンバーカード方式」のほか

ID・パスワードを利用して スマホや自宅のパソコンから 確定申告ができます！



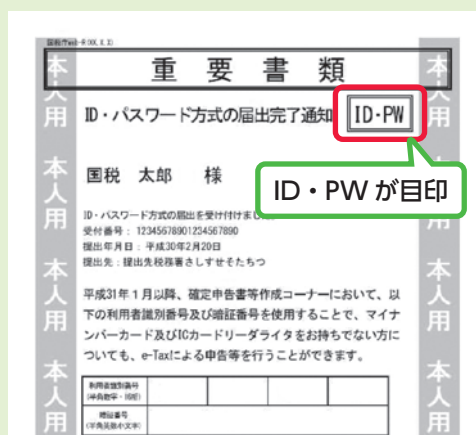
ID・パスワード方式とは？

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、税務署が発行した「ID・パスワード」を利用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からデータ送信する方法です。

ID・パスワードを取得するには？

申告される**ご本人**が、運転免許証など顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、最寄りの税務署にお越しください（10分程度で発行できます。）。

なお、過去に税務署や申告書作成会場で申告したことがある方については、既にID・パスワードを取得している場合がありますので、申告書控え等をご確認ください。



注 意

ID・パスワード方式はマイナンバーカードが普及するまでの間の暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

スマホからのマイナンバーカード申請はこちらから



マイナンバーカード 取得方法

（お願い）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにも、スマホや自宅のパソコンからe-Taxでの申告をお願いします。

e-Tax等でご不明な点については、ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
e-Tax ホームページ

<https://www.nta.go.jp>
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。



大同生命

仙台支社 仙南営業所/宮城県柴田郡大河原町大谷字町向126-4 TEL 0224-51-3601



法人会のビジネスガード

Business Guard

AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)	火災と地震災害に備える	フロバタイーガード+企業地震保険 (企業財産保険・設備損害補償特約・地震・火災保険補償特約)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)	役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)	飲食料品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI (生産物品質保険・CPI限定型)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS (事業総合賠償責任保険)	海外進出企業向けサポートプラン	WorldRisk

AIG損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

仙台支店

〒980-0811

住所 宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3

富士火災仙台ビル4F TEL.022-726-7661

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とご家族の皆様へ安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます
令和三年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 仙台総合支社

〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)



環境に優しい植物油インキを
使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。